

家電リサイクル法の対象品目

下記の家電は、法律により消費者がリサイクル料金を負担し、リサイクルすることが義務づけられています。買い換えた店や購入した店に引き取ってもらってください。

対象品目は遠賀・中間リレーセンターへの持ち込みは出来ません。

対象品目



*リサイクル料金と収集運搬料金が必要になります。詳しくは販売店にお問い合わせください。

下記のものは対象外となります。

- ・携帯可能な液晶テレビ（電源として一次電池または蓄電池を使用するもの）
- ・浴室テレビ、キッチンテレビ（建築物に組み込むことができるよう設計したもの）
- ・テレビ受信機能が付いた携帯電話、カーナビ
- ・リアプロジェクションテレビ
- ・衣類乾燥機能が付いた布団乾燥機、浴室換気扇、除湿器

処理方法

買い替えますか？

はい

いいえ

以前購入した販売店が近くにありますか？

はい

いいえ

購入する販売店に
引き取りを依頼して
ください。

以前購入した販売店に
引き取りを依頼して
ください。

市役所・町役場又は
お近くの家電販売店に
ご相談ください。

販売店へ収集運搬料金とリサイクル料金を支払う

自分でメーカーの指定引取場所に持ち込むこともできます。

郵便局で家電リサイクル券を購入し（リサイクル料金の支払い）、指定引取場所へ持ち込みます。

- 持ち込み先（指定引取場所） 西日本家電リサイクル株式会社
- 所在地 北九州市若松区響町1丁目62番地
- 電話番号 093-752-2424
- 受付時間 午前8:30～11:45 午後1:00～4:15（日曜・祝日休み）

※自分でメーカーの指定引取場所に持ち込む場合は、収集運搬料金はかかりません。